

職業安定分科会(第 206 回)	資料4
令和6年3月 22 日	

**労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の
安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規
則の一部を改正する省令案概要**

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用政策課

1. 改正の趣旨

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第15条において、職業安定機関等は、労働者の雇入れ等の雇用に関する事項について事業主等から援助を求められたときは、その者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならないこととされている。
- 平成23年度税制改正により雇用促進税制（※1）が創設された際、職業安定機関は、労働者の雇入れを促進するための計画（以下「雇用促進計画」という。）を作成した事業主に対して、法第15条に規定する雇用に関する援助として、必要な助言等を行わなければならないことを労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「規則」という。）附則第8条第1項に規定した。
その後、平成27年度税制改正により地方拠点強化税制における雇用促進税制（※2）が創設された際も、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2の規定に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）について都道府県知事の認定を受けた事業主が雇用促進計画を作成した場合も、法第15条に規定する雇用に関する援助として、必要な助言等を行わなければならないこととした。なお、規則様式第5号において雇用促進計画の様式について規定している。
（※1）雇用機会が不足している地域において、無期雇用かつフルタイムの雇用者を増加させた場合、その増加数に応じて税額控除が受けられる制度。
（※2）企業の本社機能を地方で拡充又は東京23区から地方へ移転し、拡充・移転のため整備した特定業務施設において雇用者を増加させた場合、その増加数に応じて税額控除が受けられる制度。
- 今般、令和6年度税制改正により、令和6年3月31日で適用期限を迎える地方拠点強化税制における雇用促進税制について、その適用期限を2年延長するとともに、整備計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には本制度の適用年度をその特定業務施設を事業の用に供した日から同日の翌日以後2年を経過する日までの期間とする等の改正が決定されたことを踏まえ、規則について、所要の改正を行うものである。
- なお、平成23年度税制改正により創設された雇用促進税制は平成30年度税制改正により廃止されている。

2. 改正の概要

- 職業安定機関が行う雇用促進計画を活用した雇用に関する援助の期間を4年延長し、令和13年3月30日までに改める（規則附則第8条第1項）（※3）。

（※3）規則附則第8条第1項の規定に基づく雇用に関する援助は、雇用促進計画期間において行うが、当該期間の最終日は、制度上令和13年3月30日までとなる。

- 雇用促進計画について、記載事項等の見直しを行う（規則様式第5号）。

3. 根拠条項

- 法第15条

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年3月末（予定）
- 施行期日：令和6年4月1日

○厚生労働省令第 号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第十五条の規定を実施するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

厚生労働大臣 武見 敬三

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(雇用促進計画を活用した雇用に関する援助)</p> <p>第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から令和十三年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画(以下この条において「雇用促進計画」という。)を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(雇用促進計画を活用した雇用に関する援助)</p> <p>第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から令和九年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画(以下この条において「雇用促進計画」という。)を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p>

様式第五号（第一面）及び同様式（第二面）を次のように改める。



雇用促進計画一1

①雇用促進計画の計画期間: 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

Table with columns for plan number, business name, location, insurance number, start date, employee count, and business status. Includes a '計' (Total) row at the bottom.

② 他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成しているか否か。

□はい 計画の名称 () 期日
□いいえ

- ⑭ ⑭-1欄の数又は⑭-2欄の数のいずれか少ない数
⑮ ⑮の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における新規雇用労働者
⑯ ⑯の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における新規雇用労働者
⑰ ⑰欄の数又は⑰欄の数のいずれか少ない数
⑱ ⑱欄の数から⑲欄の数を控除した数
⑲ ⑲の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における他の事業所からの転勤者
⑳ ⑳欄の数又は㉑欄の数のいずれか少ない数

<計画開始時> 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

個人事業主氏名又は
法人名 (代表者氏名)
所在地
担当者名及び連絡先

Table with columns for social insurance status, name, and phone number.

計画開始時受付印

<計画終了時>

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

個人事業主氏名又は
法人名 (代表者氏名)
所在地
担当者名及び連絡先

Table with columns for social insurance status, name, and phone number.

計画終了時確認印

※受付公共職業安定所名

〔記入上の注意〕

- (1) 雇用促進計画の計画期間の始期においては、①欄から⑦欄まで、⑩欄、⑪欄及び⑫欄を記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所番号を記載してください。
- (2) 雇用促進計画の計画期間の終期においては、⑧欄、⑨欄、⑫欄から⑭欄まで及び⑯欄から⑰欄までを記載するとともに、当該期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記載してください。
- (3) ①欄には、当期の雇用促進計画の計画期間（法人の場合は事業年度、個人事業主の場合は暦年、以下同じ。）を記載してください。当該期間に⑫欄の「計画の期間」の初日が含まれる場合は、その初日を当該期間の始期として記載してください。
- (4) ②欄、④欄及び⑥欄には①欄の計画期間の初日の前日（当該期間の初日が⑫欄の「計画の期間」の初日である場合には、法人にあっては当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日、個人事業主にあっては当該初日が含まれる年の前年の12月31日）の数を記載し、③欄、⑤欄及び⑦欄にはそれぞれ数の合計を記載してください。
- (5) ⑥欄及び⑦欄の「使用人業務役員及び役員の特珠関係者」とは、雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特珠関係者をいいます。「役員の特珠関係者」とは、(1) 役員 の親族、(2) 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、(3) 左記(1)及び(2)以外で、役員から生計の支援を受けている人、(4) 左記(2)又は(3)と生計を一にしている、これらの人の親族をいいます。
- (6) ⑧欄には、④欄の数に含まれる者のうち①欄の計画期間の末日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者である者（当該期間の末日において、引き続き当該事業主に雇用されている者に限り、⑥欄の数に含まれる者を除きます。）の数を記載し、⑨欄には⑧欄の数を合計した数を記載してください。
- (7) ⑩欄には①欄の計画期間における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑪欄には⑩欄の数を合計した数を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画—2（求人申込み見込み）」に必要事項を記載してください。
- (8) ⑫欄、⑬欄及び⑭欄には①欄の計画期間の末日の数を記載し、⑮欄、⑯欄及び⑰欄にはそれぞれ数の合計数を記載してください。
- (9) ⑱欄には⑫欄の数から⑲欄の数を控除した数を記載してください。また、⑲欄には⑱欄の数を合計した数を記載してください。
- (10) ⑳欄には⑫欄の数から⑳欄の数を控除した数から、㉑欄及び㉒欄の数を控除した数を記載してください。また、㉑-1欄には㉑欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における㉑欄の数を合計した数を、それぞれ記載してください。
- (11) ㉑欄には、①欄の計画期間の初日（法人の当該期間の初日が㉑欄の「計画の期間」の初日である場合には、当該初日が含まれる事業年度開始の日）から起算して2年前の日以降に始まる事業年度の初日から当該期間の末日までの間（個人事業主にあっては当該期間の初日が含まれる年の前々年の1月1日から当該期間の末日までの間）における事業主都合離職（雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合」による離職）に相当するもの）の有無について記載してください。
- (12) ㉑欄には、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には、「はい」の欄に、○を付してください。また、㉑欄の「はい」の欄に☑を付した場合には、「はい」の欄に、○を付してください。また、㉑欄の計画の対象となっている事業所については、「基準日」の欄にその計画の認定を受けた日（当該事業所が㉑欄の計画（令和6年4月1日以後に認定されたもの）に定めて新設により整備した事業所である場合は、当該事業所の用に供した日）を記載するとともに、その新設により整備した事業所については、事業所の名称のあとに「新設」と記載してください。さらに、当該計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付してください。ただし、○を付すのは、当該事業所の「基準日」の欄に記載した日から同日の翌日以後2年を経過する日までの期間内の日が①欄の計画期間内に含まれる事業所に限ってください。提出する際には、㉑欄の計画及び当該計画における労働者の増加数等の記載事項が分かる書類を添付してください。
- (13) ㉒欄には、㉑-1欄の数又は㉑-2欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- (14) ㉑欄には、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者（当該期間の末日において㉑欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限ります。）の数の合計数を記載してください。
- (15) ㉑欄には、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者でない労働者であり、当該期間の末日において㉑欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者の数の合計数を記載してください。
- (16) ㉒欄には、㉑欄の数又は㉑欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- (17) ㉑欄には、㉑欄の数から㉑欄の数を控除した数（0を下回る場合は0）を記載してください。
- (18) ㉑欄には、㉑欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に他の事業所から転動した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者でない労働者（①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者で当該期間の末日において㉑欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者を除きます。）であり、当該期間の末日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者の数の合計数を記載してください。
- (19) ㉒欄には、㉑欄の数又は㉑欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- (20) ①欄の計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人事業主又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公職業安定所に申し出てください。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の様式（次項において「新様式」という。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第一項に規定する雇用促進計画の期間の初日が属する場合における同項に規定する雇用促進計画の提出について適用し、施行日前に当該期間の初日が属する場合には、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和6年度税制改正に伴う労働施策総合推進法施行規則で定める様式等の改正(予定)について (ご報告)

1. 令和6年度税制改正において、令和5年度で適用期限を迎える内閣府所管の「地方拠点強化税制(※)」の2年延長と、適用要件の緩和等が決定された。

(※)「地方拠点強化税制」は、地方創生を目的として、東京23区にある本社機能の地方移転(移転型)、又は地方にある本社機能の拡充(拡充型)を進めるインセンティブとして、施設の設備投資に係る減税措置(オフィス減税)と、地方での雇用創出に係る減税措置(雇用促進税制)を実施。地域再生法第17条の2第3項による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という)の認定を受けた事業主が対象。

2. 令和6年度税制改正における主な改正内容は以下のとおり(雇用促進税制に関するものを抜粋)。

- ① 税制の適用期限について2年間延長(令和8年3月31日まで)。
- ② 雇用促進税制の対象期間： 整備計画認定年度から3年間※ ⇒ 新設施設で雇用創出する場合は、事業供用開始年度から3年間※
※ 整備計画の計画期間(最長5年間)における雇用創出に限る。
- ③ 事業主都合離職者要件： 適用年度を含む過去2年間いないこと ⇒ 適用年度を含む過去3年間いないこと
- ④ 移転型の上乗せ措置の対象： 有期雇用又はパートタイム労働者も対象 ⇒ 有期雇用又はパートタイム労働者は税額控除の対象外

3. 雇用促進税制の適用を受けするためには、「雇用促進計画」(雇用者を増やす目標等)を作成し、その達成状況につきハローワークの確認を受け、税務署に確定申告する、といった手続きが必要となる。

なお、雇用促進計画の計画期間中は、事業主からの求めに応じて、ハローワークが労働者の雇入に係る援助を行うこととなっている。

4. ハローワークによる労働者の雇入れに関する援助、雇用促進計画の様式については、労働施策総合推進法施行規則附則第8条に規定しているため、今般の税制改正による適用期限の延長と適用要件の緩和等を踏まえ、主に以下の点について改正を予定している。(年度末の公布、令和6年4月1日施行の予定)

- ① ハローワークによる雇用促進計画を活用した労働者の雇入れに関する援助の期限を4年間延長※する。

※ 税制改正により整備計画の認定期限が2年延長され、さらに整備計画4期目、5期目も税制の対象となるため雇用援助の期限を4年延長する必要がある。

- ② 雇用促進計画の様式について、対象施設が新設であるかどうか、事業主都合離職が過去3年間にあるかどうかを確認するための欄の追加等記載事項の見直しを行う。